特別支援学校放課後児童クラブの
県立特別支援学校施設利用細則

（趣旨）

第１条　この細則は、「特別支援学校放課後児童クラブの県立特別支援学校施設利用要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、特別支援学校放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）が県立特別支援学校の教室等の施設（以下「施設」という。）を利用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　要綱第３条の次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「学校教育上支障がなく」とは、学校教育の目的を実現するための授業その他教育活動の妨げとならないことをいう。

（２）「今後とも余裕と見込まれる教室」とは、将来にわたって恒久的に授業その他教育活動で使用する計画がなく不要となる教室等（以下「余裕教室」という。）のことをいう。

（３）「放課後に一時的利用が可能な施設」とは、放課後、部活動等の課外活動や会議等の学校運営において使用していない施設で、かつ施設管理上利用することが可能な施設のことをいう。

（利用方法）

第３条　要綱第３条に定める施設利用に当たっては、次によるものとする。

（１）余裕教室の利用

ア　余裕教室の利用に当たって、改造は必要最小限とし、容易に原状回復することができるものとする。なお、必要な改造を行うに当たっては、あらかじめ埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指示を受けるものとする。

イ　学校教育に係る施設とクラブの施設とは明確に区分し、クラブが専用に使用するスペース（以下「専用スペース」という。）以外への立ち入りは原則として認めないものとする。

ウ　専用スペースの状況により、トイレ等その他の施設の使用については、あらかじめ定めるものとする。

（２）施設の一時的利用

ア　施設の一時的利用に当たっては、許可された場所、時間、使用方法等の範囲内で使用することとする。

イ　施設の利用は、原状のまま使用することとし、改造等により学校教育の目的及び用途を妨げてはならないものとする。

ウ　許可された施設の状況により、トイレ等その他の施設の使用については、あらかじめ定め、許可された場所以外への立入りは原則として認めないものとする。

エ　クラブが施設を利用するに当たって使用する物品等を保管する必要がある場合には施設利用を実施する特別支援学校（以下「実施校」という。）の校長の指示に従うこと。

　なお、校長は保管を許可する場合には、あらかじめ教育長の指示を受けるものとする。

（費用負担）

第４条　施設の利用に係る光熱水費等の管理費は、独立した計器類等に基づき、クラブが実費負担するものとする。

１　独立した計器類を設置していない場合は、次の算式により、管理費を算定し、負担するものとする。

$$\left(\text{消費税及び地方消費税を含む費用の総額} \times \frac{100}{105} + \text{保険の費用}\right) \times \frac{105}{100} \times \frac{\text{使用面積又は使用人数}}{\text{全体の面積又は人数}}$$

２　納入は、実施校が発行する納入通知書（兼領収書）により、クラブが県指定金融機関等において、校長の指定する期日までに行うこととする。

（利用の手続）

第５条　要綱第３条により、施設を利用する場合の手続は、次のとおりとする。

（１）クラブは、行政財産使用許可申請書（様式１）を、クラブの定款及び事業計画書（別紙）等を添えて、利用予定の実施校の校長に提出すること。

（２）関係書類の提出について、年度当初から使用許可を予定している場合は、２月前までに関係書類を提出するものとする。それ以外の場合は２週間前までとする。なお、許可期間が１月未満の場合については、年度当初又はそれ以外の使用許可予定日に差し支えのない校長の指定する日までとする。

（３）施設使用の許可について、許可期間が１月を超える場合は、教育長が許可するが、１月未満の場合は、校長が、許可することができる。

（４）校長は、一月未満の施設使用を許可したとき、行政財産使用許可書（様式２）、児童クラブ事業計画書等の写しを添付し、教育長に報告する。この報告は、年度当初又は使用開始時に、年度に１回行うものとする。
（５）この手続は、原則として年度ごとに行うものとするが、更新を妨げるものではない。

（利用心得）
第７条　実施校の校長は、クラブが施設を使用するに当たって、学校教育上の支障をもたらさないよう遵守すべき必要事項について、「利用心得」を定めることができる。

（クラブの責務）
第８条　クラブは、要綱、細則及び別に実施校の校長が定める利用心得を遵守し、事故防止及び施設・設備等の保全に努めなければならない。
２　クラブは、施設・設備等を損傷又は亡失した場合は、その損害について賠償するものとする。
３　利用中に生じた自己の責めに帰する事故に係る責任は、クラブが負うものとする。

（使用許可の取消）
第９条　教育長又は実施校の校長は、次に掲げる事項のいずれか一に該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。
（１）クラブが、要綱、細則及び利用心得に違反し、又は教育委員会及び校長の指示に従わないとき
（２）クラブが、施設を許可した目的以外に使用したとき
（３）学校教育上又は施設の管理上支障が生じたとき
（４）その他公益上やむを得ない必要が生じたとき
２　利用許可の取消しによってクラブに損害が生じても、教育長及び校長は補償する責務はないものとする。

（原状回復）
第１０条　クラブは、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、自己負担において、指定された期限までに施設を原状に回復して返還しなければならないものとする。

附則
この細則は、平成２０年４月１日から施行する。